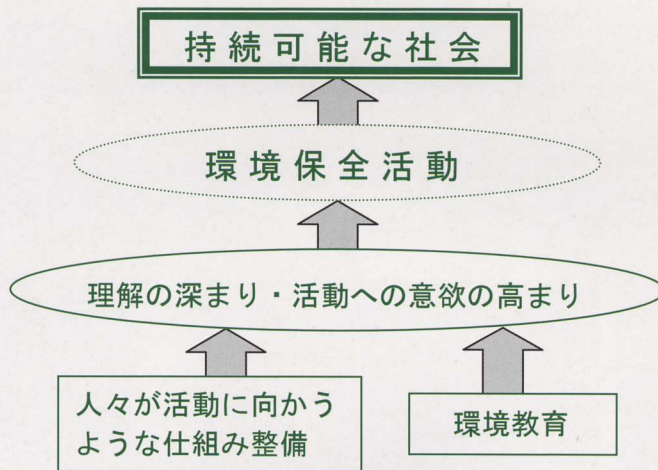


# 「環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律」 ができました。

環境省

持続可能な社会を作っていくためには、国民や民間団体などの自発的な取組が大切です。この法律では、一人一人が環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるために必要な事柄を定めています。

この法律のめざすものは何でしょうか？

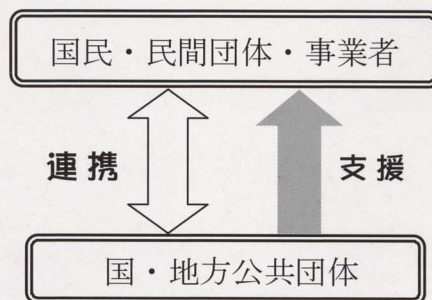


★環境保全活動や理解力・行動力向上への取組、環境教育は、右のような理念の下で、行うことが大切です。（第3条）

- ・国民・民間団体等の自発的な意思を尊重しよう！
- ・様々な主体がそれぞれ適切な役割を果たそう！
- ・地域住民などの参加と協力を！
- ・透明で継続性のある取組を！
- ・配慮しよう！
  - ☆自然を育み、維持管理することの大切さへの理解
  - ☆国土の保全、地域産業、地域の生活・福祉の向上
  - ☆地域の文化・歴史の継承

こうした理念の下、各主体は次のように取り組みます。

☆国は、環境保全に関する施策の策定・実施に当たり、国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意（第5条）



☆環境保全への取組を自ら進んで行う  
☆互いに協力

☆環境保全についての理解力・行動力の向上のための取組、環境教育に関する施策